

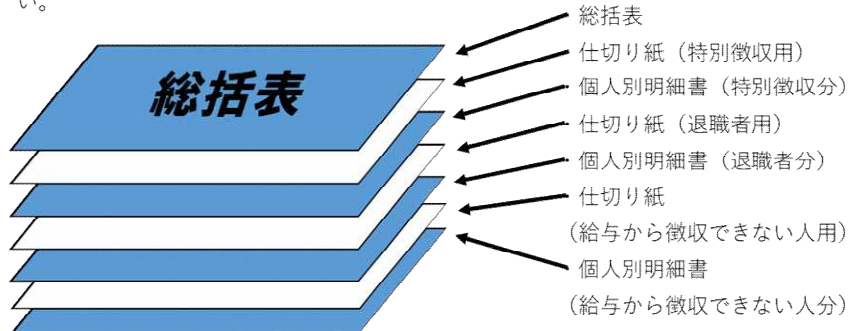
給与支払報告書の提出時における仕切り紙の使用について

個人住民税の
特別徴収
普通徴収 とは？

事業所等に勤務されている方の個人住民税(市町村民税及び県民税)は、事業主の皆さまに徴収していただくうえで、課税した市町村に納入していただく必要があります。この納税方法のことを「特別徴収」といい、事業主の皆さまにおかれましては法令上の義務となっています。
一方、特別徴収によらず、従業員の方が個別に納税する方法のことを「普通徴収」といい、例外的な取り扱いとなります。

仕切り紙の留意点

- この「仕切り紙(退職者用)」及び「仕切り紙(個人住民税を給与から徴収できない人用)」は、岐阜県内の市町村へ給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。切り取って使用してください。
- 給与支払報告書(総括表)の普通徴収対象者(退職者)欄の人数と「仕切り紙(退職者用)」の人数、及び給与支払報告書(総括表)の普通徴収対象者(退職者を除く)欄の人数と「仕切り紙(個人住民税を給与から徴収できない人用)」の人数がそれぞれ一致することを必ず確認してください。
- 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥仕切り紙(個人住民税を給与から徴収できない人用)⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税を給与から徴収できない人分)としてください。



e L T A X利用のご案内

- e L T A Xを利用すれば、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料も不要で一回のデータ送信で複数の市町村に給与支払報告書を提出することができます。また、地方税共通納税システムにより複数市町村に対して一括電子納税することができ、大変便利です。
- e L T A Xで給与支払報告書を提出される場合は、仕切り紙に代わる記載方法がありますので、詳細は「仕切り紙(個人住民税を給与から徴収できない人用)」の下欄をご覧ください。

岐阜県・県内42市町村

5

仕切り紙
退職者用

人分

記載方法

12月31日までに退職したため、個人住民税を給与から徴収できない従業員の方の人数を記入してください。

この仕切り紙の下には、既に退職し、個人住民税を給与から徴収できない方の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

5

仕切り紙
特別徴収用

人分

この仕切り紙の下には、特別徴収者用(「退職者」及び「個人住民税を給与から徴収できない人」用(仕切り紙)対象者を除いた者)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

5

仕切り紙
個人住民税を給与から
徴収できない人用

理由

- a 【 人 】 乙欄適用である
- b 【 人 】 給与が支給されない月がある
- c 【 人 】 事業専従者のみ
(全従業員が事業専従者※のみの場合に限る)

※ 事業専従者とは、青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6ヶ月以上その事業に従事している「家族従業員」をいいます。

- d 【 人 】 退職予定者(5月までに退職予定の者)

合計 【 人 】

記載方法

- 従業員の方について、個人住民税を給与から徴収できない理由に該当する項目(a~d)の【 人】に人数を記入してください。
- 個人住民税を給与から徴収できない理由に該当しない場合は、パートやアルバイト、期限付雇用の従業員等も原則特別徴収をしていただくかなければなりません。

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出される方

- 個人住民税を給与から徴収できない理由 a ~ d のいずれに該当するかを摘要欄に「a (又はb、c、d)」と入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- 理由の記載がない場合、又は a ~ d 以外の理由の場合は、原則として特別徴収として取り扱います。

■給与支払報告書(個人別明細書)摘要欄への理由記載例(eLTAX)

社会保険料等の全額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	普通徴収	青色専従者	条約免除
千円	千円	千円	千円			
(摘要)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b 給与支給されない月あり						

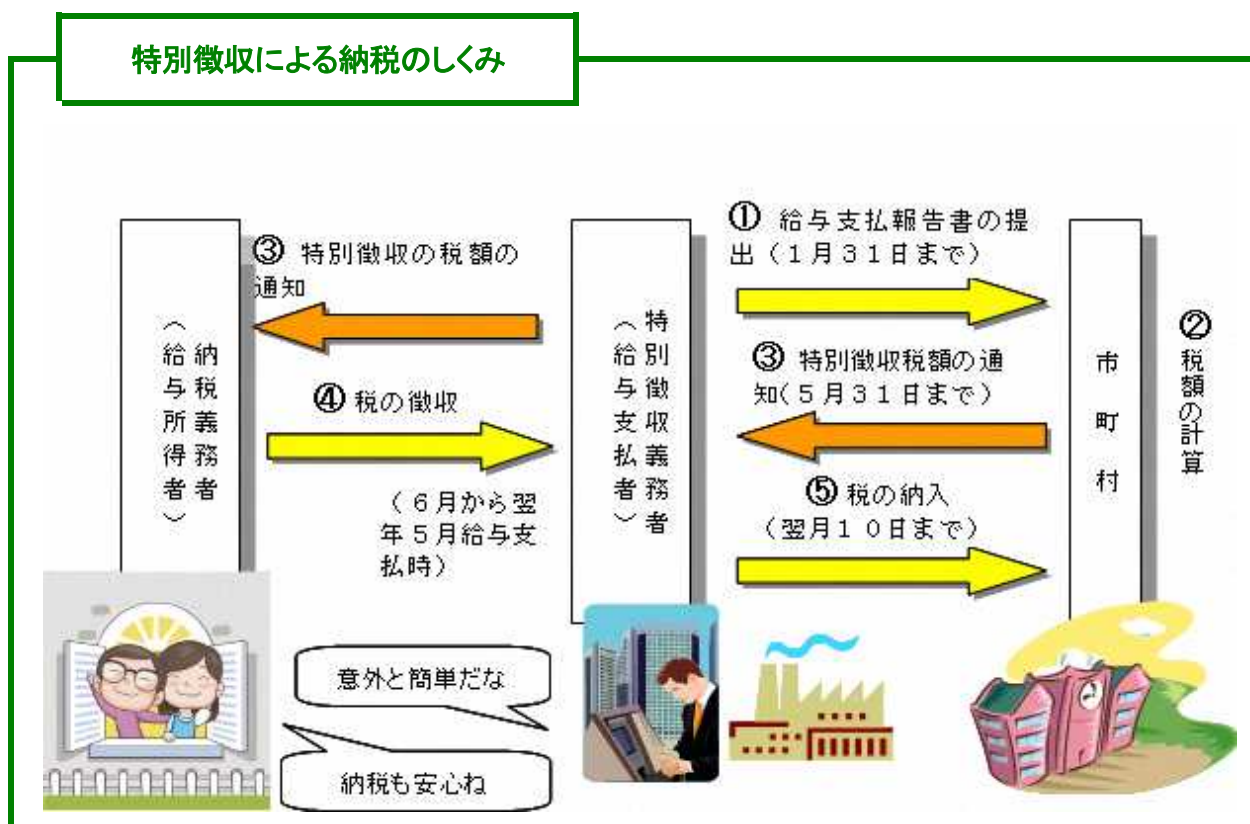
この仕切り紙の下には、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方(理由が a ~ d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

特別徴収実施のご案内

■ 個人住民税(市町村民税+県民税)の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から徴収(天引き)し、納入していただく制度です。

■ 地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています(本人の希望や、事業所の事務負担といった理由では特別徴収をできない理由にはなりません)。

■ 従業員数が3名以上の事業者は、従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますようお願いいたします。



■左表③~⑤:特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りします(左表③「特別徴収税額の通知」)ので、その税額を毎月の給与から徴収し(左表④「税の徴収」)、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入してください。(左表⑤「税の納入」)

■納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

■特別徴収できない方について

退職予定の方、給与が支給されない月があるなど特別な理由がある方については、普通徴収としていただくことが可能です。(本人の希望の有無では、普通徴収にはできません)普通徴収の方がいる場合、仕切り紙に特別徴収できない人が、どの理由で何人いるかを記載してください。(電子申告の場合は摘要欄へ理由を記載してください。)

【給与支払報告書の記載について】

■「支払を受ける者」、「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄には氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。

■「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」が、非居住者である場合には区分に「○」を記載してください。

■5人目以降の「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」は、摘要欄に括弧書きの数字を付し氏名を記載してください。
(例 (1)氏名、(2)氏名(年少)、(3)氏名(非居住者))

■「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄には、摘要欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、個人番号を記載してください。

■同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、摘要欄に同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例 氏名(同配))

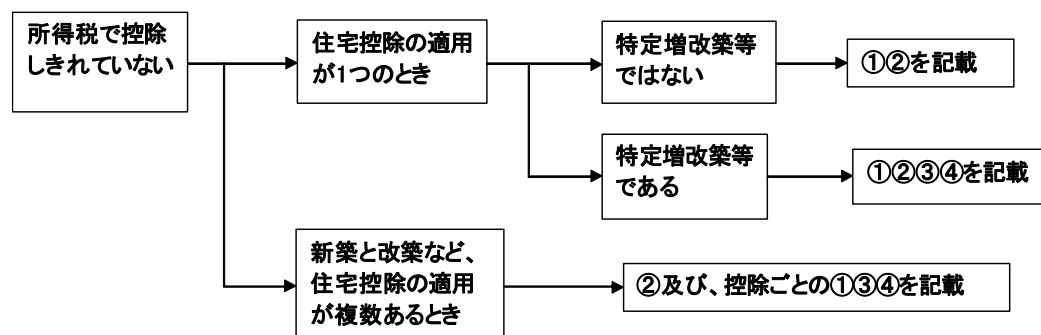
■前職の給与を合算している場合は、前職の支払者・支払額・社会保険料・源泉所得税額を記載してください。

■生命保険料、地震保険料の控除額がある場合は、該当欄に保険契約ごとの支払金額(地震保険料は旧長期損害保険料のみ)を記載してください。

■特別徴収の義務がある事業所で、普通徴収をする者は【個人住民税を給与から徴収できない人用】の理由 a~d の該当する項目を摘要欄に記載してください。(該当しない場合は、原則として特別徴収とします。)

■住宅借入金等特別控除(以下、住宅控除)の適用がある場合は、次のとおりです。

①居住開始年月日	②住宅借入金等特別控除可能額
③住宅借入金等特別控除区分	④借入金等の額(年末残高)
※住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」を付記してください。	



【大垣税務署管轄市町村連絡先一覧】

市町村	所在地	電話番号
大垣市	大垣市丸の内2丁目29番地	0584-47-8179(直通)
海津市	海津市海津町高須515番地	0584-53-1116(直通)
養老町	養老郡養老町高田798番地	0584-32-1103(直通)
垂井町	不破郡垂井町宮代2957番地の11	0584-22-7500(直通)
関ヶ原町	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58	0584-43-3051(直通)
神戸町	安八郡神戸町大字神戸1111番地	0584-27-0173(直通)
輪之内町	安八郡輪之内町四郷2530番地の1	0584-69-3181(直通)
安八町	安八郡安八町水取161番地の1	0584-64-7102(直通)
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町三輪133番地	0585-22-2111(代表)
大野町	揖斐郡大野町大字大野80番地	0585-35-5367(直通)
池田町	揖斐郡池田町六之井1468番地の1	0585-45-3111(代表)